角田市週休２日工事実施要領

【第１章】総則

（趣旨）

第１条　この要領は、市又は市上下水道事業所が発注する工事において、週休２日を確保する工事（以下「週休２日工事」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　対象期間　実工期から準備、後片付け、特記仕様書で定める連休等、工事全体の一時休止及び工場製作のみを実施している期間を除いた期間をいう。

（２）　実工期　工事着工日から工事完成日までの期間をいう。

（３）　現場閉所　巡回パトロールや保守点検等の現場を管理する上で必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含め、１日を通して現場や現場事務所が閉鎖された状態をいう。

（４）　交替制　現場閉所を行うことが困難な工事について、技術者及び技能労働者が交代しながら休日を確保することをいう。

（５）　４週８休　現場閉所型の場合は、週休２日工事の対象期間内における休工日数の割合が２８．５％（８日／２８日）以上の状態をいい、交替制の場合は、対象者毎に、週休２日工事の対象期間内に係る休日の日数の割合を算出し、全対象者の休日率を平均した値が２８．５％（８日／２８日）以上の状態いう。

（６）　完全週休２日　対象期間の全ての週において、２日間以上の休日を取得したと認められる状態をいう。

（７）　月単位の週休２日　対象期間の全ての月において、４週８休以上の休日を取得したと認められる状態をいう。

（８）　準備期間　施工に先立って行う労務、資機材の調達、調査、測量、設計照査、現場事務所の設置等の期間であり、工事着工日から直接工事費に計上される作業に着手するまでの期間をいう。ただし、直接工事費に計上されている作業から、照査を行うための足場設置等の作業は除く。

（９）　後片付け期間　施工終了の自主検査、後片付け及び清掃等の期間をいう。

（対象工事の選定）

第３条　週休２日工事の対象は、市又は市上下水道事業所が発注する土木工事（電気通信設備工事及び土木機械設備工事を含む。）、上下水道工事（電気設備工事及び機械設備工事を含む。）及び営繕工事（建築工事、電気設備工事及び機械設備工事を含む。）とする。ただし、次に掲げる工事を除く。

（１）　災害復旧工事等の緊急を要する工事

（２）　その他、週休２日工事に適さないと判断される工事（実作業期間が７日間未満なる工事等）

（発注種別・区分）

第４条　週休２日工事の種別は、現場閉所型を基本とし、工期や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事については交替制とすることができる。

２　週休２日の区分は、「完全週休２日」と「月単位の週休２日」とする。

３　発注者は、受注者に対し、工事着手前に週休２日の区分について協議するものとする。

【第２章】現場閉所型

（実施方法）

第５条　発注者は、週休２日工事の実施に当たり、入札公告及び特記仕様書に、週休２日工事の対象であること及び週休２日工事の種別が現場閉所型であることを明示するものとする。

２　発注者は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を休工日とし、現場閉所とすることを基本とした工期の設定を行うものとする。

３　受注者は、週休２日工事の対象期間を通して４週８休以上の休工日を確保するものとし、施工計画書の法定休日及び所定休日の事項において、当該工事が週休２日工事に取り組むものであることを明示するものとする。

４　受注者は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を休工日とするよう努めるものとする。

５　週休２日工事の対象期間は、現場施工に着手した日（準備期間を除く。）から現場施工が完了した日（後片付け期間を除く。）までとし、次に掲げる期間を除く。

（１）　年末年始休暇の６日間

（２）　夏季休暇の３日間

（３）　工場製作のみを実施している期間

（４）　工事全体を一時中止している期間

（５）　発注者があらかじめ対象外とする期間

（６）　受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間

６　災害又は天候の不順等による現場閉所は、休工日として認めるものとする。なお、災害時の緊急要請等による現場作業が発生した場合及び異常気象による作業不稼働日が多く発生した場合等における休工日及び対象期間の取り扱いについては、受発注者間の協議により決定するものとする。

７　受注者は、下請企業を含む現場の労働者等に対して、休工日に事務作業や他現場での作業を行わないよう指導するものとする。

８　受注者は、当該工事が週休２日工事であることを対外的に周知することを目的とした看板（以下「ＰＲ看板」という。）を工事現場に設置するものとする。

９　受注者が現場閉所型から交替制への変更を希望する場合には、発注者に協議することとし、発注者は対象期間に入る前に限り、変更を認めることができるものとする。

（実施確認）

第６条　受注者は、対象期間の開始日から月毎に、休日等の取得実績について、別に定める様式により発注者へ提出するものとする。

（積算方法）

第７条　発注者は、当初発注時においては、補正係数なしで積算し、受注者は、工事着手前に「完全週休２日」又は「月単位の週休２日」のいずれかに取り組むことを協議するものとする。なお、週休２日の達成に応じた精算変更は行わない。

２　発注者は、当初積算を行う際には、ＰＲ看板の設置に係る経費を計上するものとする。

【第３章】交替制

（実施方法）

第８条　発注者は、週休２日工事の実施に当たり、入札公告及び特記仕様書に、週休２日工事の対象であること及び週休２日工事の種別が交替制であることを明示するものとする。

２　受注者は、週休２日工事の対象期間を通して、当該工事の技術者及び技能労働者が交替しながら、４週８休を確保するものとし、施工計画書の法定休日及び所定休日の事項において当該工事が週休２日に取り組むものであることを明示するものとする。

３　受注者は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を休工日とするよう努めるものとする。

４　週休２日工事の対象期間は、現場施工に着手した日（準備期間を除く。）から現場施工が完了した日（後片付け期間を除く。）までとし、第５条第５項各号に掲げる期間を除く。

５　災害又は天候の不順等による休工は、休日として認めるものとする。なお、災害時の緊急要請等による現場作業が発生した場合及び異常気象による作業不稼働日が多く発生した場合等における休工日や対象期間の取扱いについては、受発注者間の協議により決定するものする。

６　受注者は、下請企業を含む現場の労働者等に対して、休日に事務作業や他現場での作業を行わないよう指導するものとする。

７　受注者は、工事現場にＰＲ看板を設置するものとする。

（実施確認）

第９条　受注者は、対象期間の開始日から月毎に、休日等の取得の実績について、別に定める様式により発注者へ提出するものとする。

（積算方法）

第１０条　発注者は、当初発注時においては、補正係数なしで積算し、受注者は、工事着手前に「完全週休２日」又は「月単位の週休２日」のいずれかに取り組むことを協議するものとする。なお、週休２日の達成に応じた精算変更は行わない。

２　発注者は、当初積算を行う際には、ＰＲ看板の設置に係る経費を計上するものとする。

【第４章】雑則

（委任）

第１１条　この要領に定めるもののほか、週休２日工事の実施に関して必要な事項は、副市長が別に定める。

附　則

この要領は、令和６年４月１日から施行する。

この要領は、令和６年１１月１日から施行する。ただし、令和６年１０月３１日までに入札公告した工事及び上水道の管路工事については、なお従前の例による。

この要領は、令和７年４月１日から施行する。ただし、令和７年３月３１日までに入札公告した工事及び上水道の管路工事については、なお、従前の例による。

この要領は、令和７年１０月１日から施行し、令和７年１１月１日以降に入札公告する工事から適用する。ただし、令和７年１０月３１日までに入札公告した工事については、従前の実施要領による。

この要領は、令和８年１０月２０日から施行し、令和８年１１月１日以降に入札公告する工事から適用する。ただし、令和８年１０月３１日までに入札公告した工事については、従

前の実施要領による。